

宇陀市公告第8号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月25日

宇陀市長 高見省次

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
伊那佐地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成31年2月27日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況  
経営体数  
法人 3経営体  
個人 9経営体
- 4 3の結果として、当該区域に中心経営体が十分いるかどうか  
中心経営体はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
なし
- 6 地域農業の将来のあり方  
取組事項：新規就農者・新規参入者の受け入れを推進する  
耕作放棄地を解消する  
コメント：今後の地域の中心となる経営体为中心となり、地域農業のあり方を進めていく。将来的には、農地中間管理機構の活用を図る。